

新型コロナウイルス感染症に係る対応について (県民の皆様方へのお願い)



危機対策本部の廃止

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、季節性インフルエンザ等と同じである5類感染症に変更



政府の対策本部・基本的対処方針は廃止
⇒**本県の危機対策本部・対処方針を廃止**

医療従事者等や県民の皆様方に
深く感謝申し上げます

青森県の取組（振り返り）

- 県では、今回の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を契機として、これまで県が行った各種取組について、専門家の御意見を踏まえ、整理と評価を行う「振り返り」を実施し、次なる新興感染症に備えることとした



- 県としては、取りまとめた結果をもとに、新型インフルエンザ等対策青森県行動計画や各種マニュアル等を改正するなど、全庁を挙げて、青森県の感染症対策の強化・充実を図っていく



5月8日からの青森県の医療提供体制

政府は、**医療提供体制**について、**特別な対応**から幅広い医療機関による**自律的な通常の対応**に移行する方針



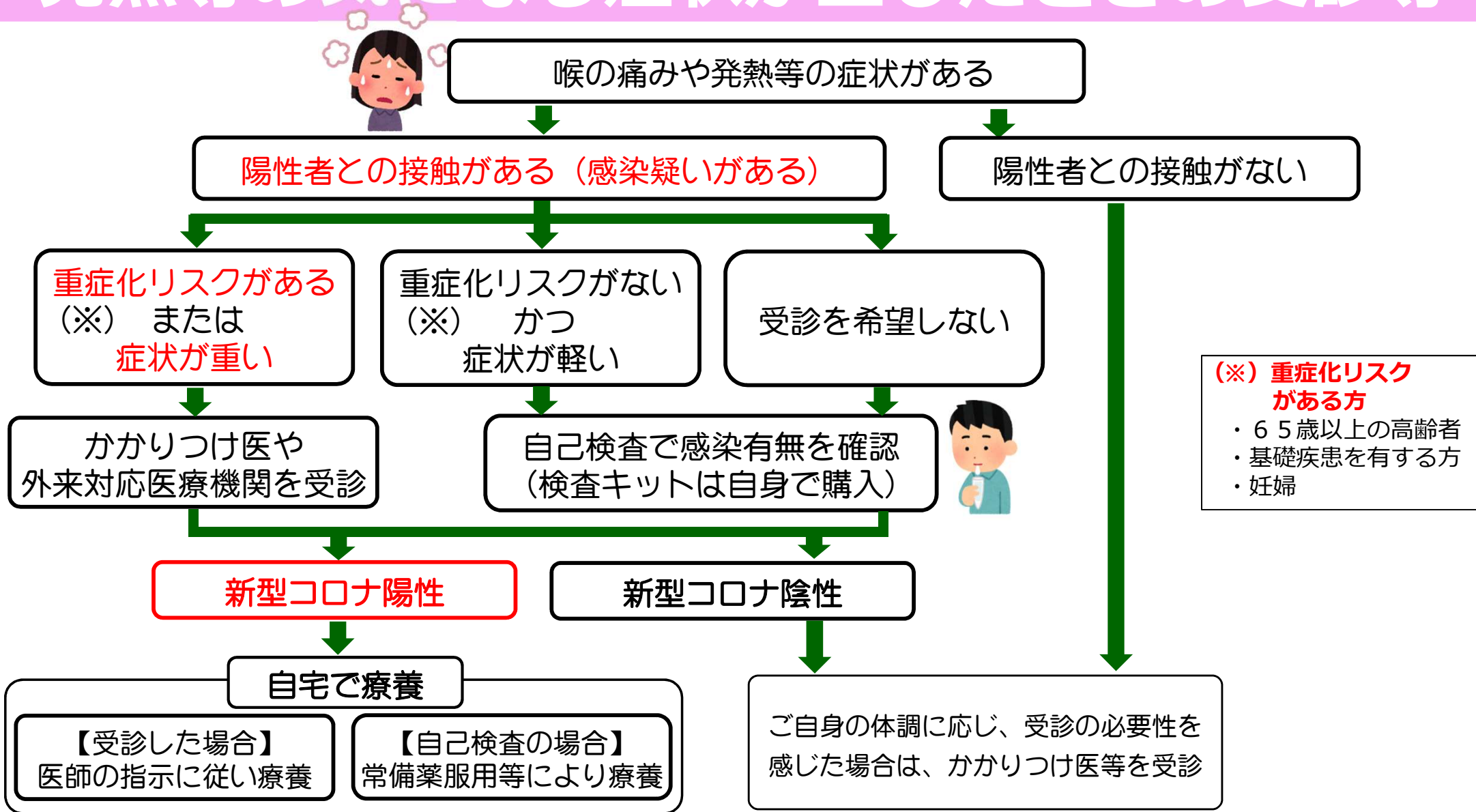
本県においても、国の方針に沿って見直しを行う

- 県内全病院で新型コロナ入院対応ができる体制を目指す**
- 外来に対応する医療機関の拡大を図る**
- 「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」で
24時間対応（0570-065-965）**

※令和5年5月8日午前0時から、上記番号に変更となり相談受付開始

- ・青森県臨時Webキット検査センター、青森県自宅療養サポートセンター、宿泊療養施設は、5月7日をもって終了
- ・あおり飲食店感染防止対策認証制度は、5月7日をもって終了

発熱等の気になる症状が生じたときの受診等



新型コロナに関する各種問合せ・医療機関の紹介は、24時間対応の
「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」へ（0570-065-965）

※令和5年5月8日午前0時～上記の番号に変更となり相談の受付を開始します。

5月8日以降の政府が推奨する療養期間の考え方

	発症日	発 症 後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 1日目に軽快	有症状	軽快	症状軽快後 24時間以後				療養終了 (出勤等 再開可能)	
発症後 2日目に軽快	有症状	有症状	軽快	症状軽快後 24時間以後			療養終了 (出勤等 再開可能)	
発症後 3日目に軽快	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後 24時間以後		療養終了 (出勤等 再開可能)	
発症後 4日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後 24時間以後	療養終了 (出勤等 再開可能)	
発症後 5日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後 24時間以後	

- ※ 発症日の翌日から10日間経過後までは、ウイルスの排出が見込まれるため、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控える等、周りの方へ感染させないよう配慮を。
- ※ 法律に基づく外出自粛は求められませんので、外出を控えるかどうかは個人の判断となりますが、社会全体の感染拡大防止のためご協力を。

新型コロナワクチン接種について

【令和5年春開始（自己負担なし）】

- 令和5年5月8日から8月まで
- ・初回接種（1・2回目接種）を終了した**高齢者**（65歳以上）、**基礎疾患を有する方（12～64歳）**、**医療従事者**等
- ・追加接種を終了した**基礎疾患を有する方（5～11歳）**が対象
- オミクロン株対応二価ワクチンを使用

令和5年**秋**開始接種（自己負担なし）は、令和5年9月以降、**5歳以上の全ての方**を対象に実施予定

引き続き、ワクチン接種の検討を



必要な感染防止対策の継続

新規感染者数はそれほど多くない状況にありますが、前週比が1を超えるなど、感染が拡大する可能性がありますので、**引き続き、場面場面で必要な感染防止対策の実施をお願いします。**



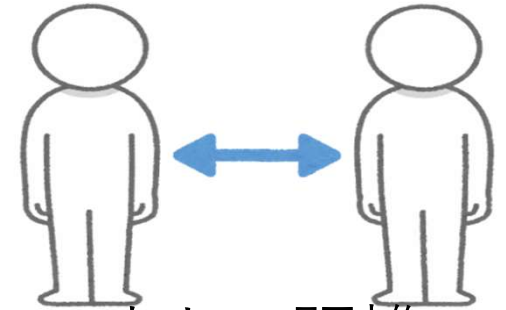
場面に応じた
マスクの適切な
着用



手洗い等の
手指衛生



換気



人との距離
の確保
(3密の回避)

新型コロナウイルス感染症を乗り越え
社会経済活動を推進していくために

今後とも、お一人お一人が
お互いを思い守り合う気持ちで
基本的な感染防止対策の実施を

県民の皆様方をお願い申し上げます